

最新版

改正のポイントと 支給額試算!

「といえど助成金の申請しよう!」とお考えの方へ

就業規則に定められた休業手当の割合よりも、UPして従業員に
支払った方が良い事業所もあります。
御社にとって一番良い割合をまずは、試算しましょう!!

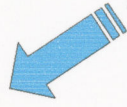
◆支給要件 ※①又は②に該当すること

- ① 生産量又は売上高一前年同期又は直前3ヵ月と比較して5%以上減少
- ② ①が0%超過5%未満で、直近の決算時(半期等も可)の経常損益が赤字

◆実施要件

- ① 休業等日数は問わない。
- ② 利用限度…3年間で300日利用できる。

今回の改正
ポイント!



◆休業の助成額 → 上限額は 7,685 円 (8月以降の事前申請分より)
上限額は 7,730 円 (7月以前事前申請分まで)

直近年度の労働保険確定申告書の支給総額(雇用保険対象)

// 人数 × 年間所定労働日数

休業手当
の割合 × 9割

※ただし、申請前6ヶ月～現在に解雇実績のある会社は8割となります

助成金から残業を実施した分の相殺はされません!

- 解雇予告者は、助成金の対象から外れる。
- 直近年度の労働保険確定申告時に比べ、現在の残業時間が大幅に減っている事業所は、支払う休業手当以上に助成金が支給されることもある。

詳細要件の確認や申請は、当事務所へお任せ下さい。



杉浦経営会計事務所
法務文書のコンサルティング

行政書士 杉浦法務事務所
担当 鶴飼・土持・上田

愛知県稲沢市国府宮神田町45番
TEL 0587-23-3100
FAX 0587-23-2558
E-mail: smac@sugiura-kaikai.jp
http://www.sugiura-kaikai.jp